

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について【概要】

1. 改正の趣旨

- 特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供が禁止されている。同条第 15 号においては、各議院やその委員会又は調査会が行う審査をはじめとして各種の審査及び調査等が行われる場合について、情報提供ネットワークシステムを介さない特定個人情報の提供が認められているところ、同条第 17 号の委任に基づき、同条第 15 号に準ずるものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 号において、「税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第 56 条の規定による協力の求めが行われるとき」が規定されており、国税庁長官が税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対して行う報告の徴取、質問又は検査においても、特定個人情報の提供が認められている。
- 今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）第 11 条による税理士法の改正により、税務相談を行った税理士又は税理士法人でない者（いわゆる「ニセ税理士」）に対する①財務大臣による税務相談の停止命令等の行政措置（同法第 54 条の 2）、②国税庁長官による調査権限（同法第 55 条第 3 項）が整備された。
- 税理士業務の適正な運営を確保するとともに、「納税義務の適正な実現」に重大な影響を及ぼす事態を防止するために整備された今般の規定の趣旨に鑑み、同法第 55 条第 3 項に基づく調査についても特定個人情報の提供を可能とするため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

- 番号法第 19 条第 17 号による特定個人情報の提供制限の例外として、規則第 2 号において、税理士法第 55 条第 3 項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるときを追加するもの。

3. 施行期日

- 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

＜参照条文＞

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) (抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十四 (略)

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 (略)

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十二第一項の規定による立入検査又は同法第十四条の三第二項の規定による調査が行われるとき。

二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。

三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十四条第一項の規定による報告の求め又は立入検査が行われるとき。

四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は個人情報の保護に関する法律（平成

十五年法律第五十七号) 第七十八条第四号、第九十四条第一項若しくは第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。) 又は開示請求等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は個人情報の保護に関する法律第七十六条第二項、第九十条第二項若しくは第九十八条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。)に係る不作為について審査請求があった場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

○ 税理士法(昭和26年法律第237号)【令和6年4月1日施行】(抄)

(税理士等でない者が税務相談を行つた場合の命令等)

第五十四条の二 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者(以下この項において「税理士等でない者」という。)が税務相談を行つた場合(税理士等でない者がこの法律の別段の定めにより税務相談を行つた場合を除く。)において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他当該停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 (略)

(監督上の措置)

第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 国税庁長官は、第四十八条第一項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

3 国税庁長官は、前条第一項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、同項の税務相談を行つた者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解してはならない。

(関係人等への協力要請)

第五十六条 国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。